

令和6年4月入所

「こども園・保育所・幼稚園」利用申込の手引き

令和6年4月からの教育・保育施設等の利用申込を、次のとおり受け付けます。お申込にあたってはこの手引きを必ずご確認ください、必要書類を期日までに提出していただきますようお願いいたします。町外の施設を利用されたい場合もみなべ町に住民登録されている場合はみなべ町に申し込んでいただく必要がありますので、同時期にお申込みください。

なお、認定等結果の通知は1月末を予定していますが、入所の審査に時間を要した場合は2月以降となる場合があります。また、希望施設に偏りがある場合や申込者多数の場合は、保護者の就労状況や保育の必要性などにより優先順位をつけさせていただくことになり、希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

【申込対象児童】

みなべ町に住民登録がある、又は令和6年4月1日までにみなべ町に住民登録するご家庭で、以下に該当する児童

〈該当する児童の年齢・生年月日〉

5歳児（平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ） 4歳児（平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ） 3歳児（令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ）	}	教育認定（1号認定）
		保育認定（2号認定）
2歳児（令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ） 1歳児（令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ） 0歳児（令和5年4月2日～令和5年9月30日生まれ）	}	保育認定（3号認定）

- こども園・保育所・・・・・・・・・・ [保育を必要とする事由（4ページ参照）のいずれかに該当する家庭の0～5歳児の児童]
「保育認定」（2・3号認定）
- こども園（幼稚園クラス）・幼稚園・・・保育認定以外の（満）3～5歳児の児童
「教育認定」（1号認定）

【町内教育・保育施設（一覧）】 ※令和6年4月1日時点

施設名	定員	住所	TEL	受入認定区分	公立/私立
上南部こども園	150名	みなべ町西本庄1065番地	74-3022	教育認定・保育認定	公立
高城こども園 (予定)	60名	みなべ町広野9番地	75-2044	教育認定・保育認定	公立
みなべ愛之園 こども園	160名	みなべ町南道141番地1	72-2371	教育認定・保育認定	私立
清川保育所 (※休園中)	19名	みなべ町清川2229番地	76-2251	保育認定	公立

※高城保育所が、令和6年4月1日から「保育所」から「認定こども園」に変更予定のため、教育認定の利用申込みについても受付を開始します。

※清川保育所は、現在休園中のため利用申込みはできません。

【申込受付期間/受付場所】

申込期日：令和5年10月2日（月）～10月31日（火）

受付場所：町内こども園・保育所 又は 教育学習課幼児教育室

※申込期日を過ぎた場合は、2次募集（2月以降で実施予定）での対応となりますのでご注意願います。

【お問い合わせ先】

高城保育所：Tel75-2044（令和6年4月～高城こども園）

上南部こども園：Tel74-3022

みなべ愛之園こども園：Tel72-2371

みなべ町教育委員会 幼児教育室：Tel74-3738

【提出書類】

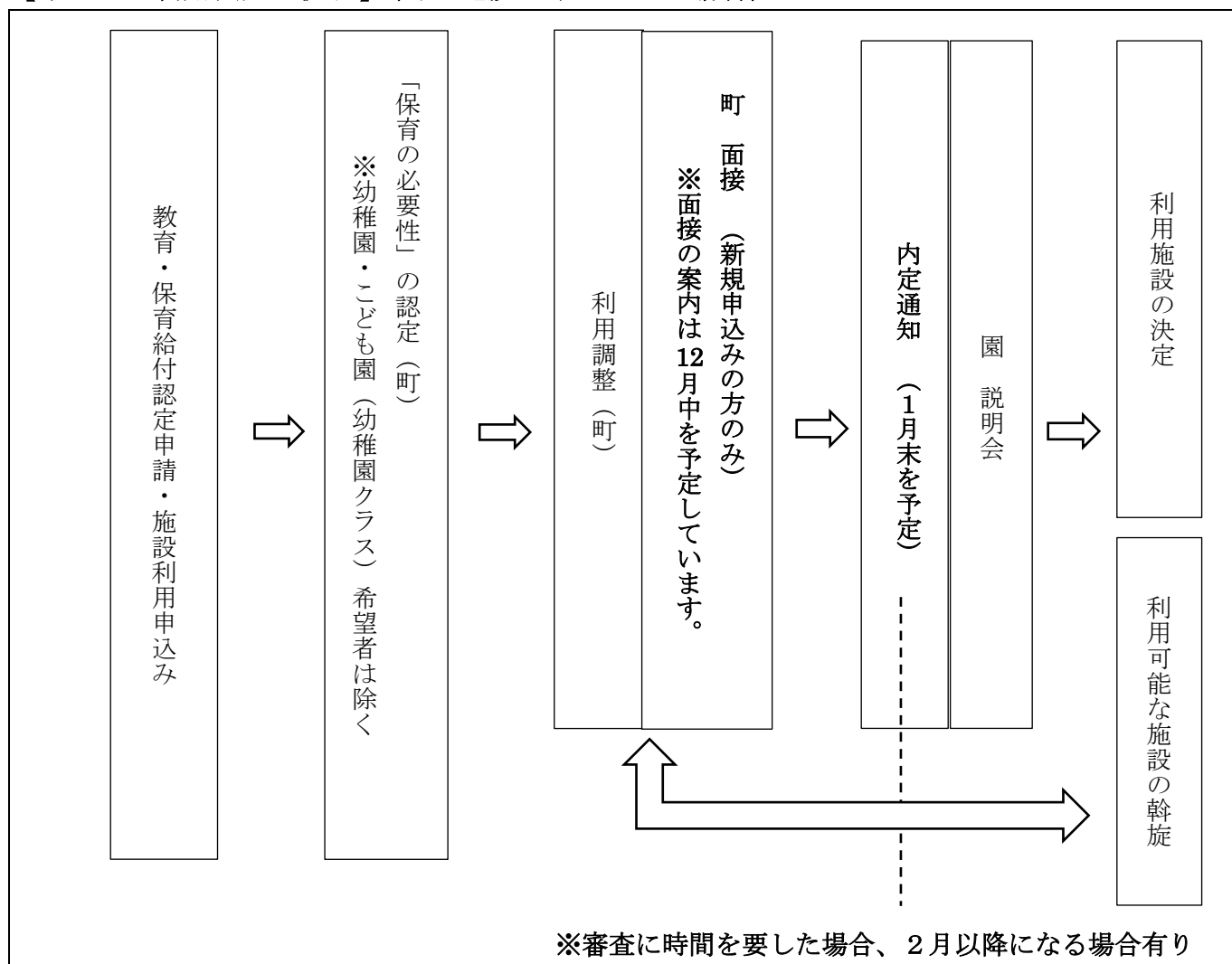
1. みなべ町教育・保育給付費認定申請書兼利用申込書
2. 入所児童調査票・入所申込補足調査票
3. 保育の必要性が確認できる書類 ※保育を希望する場合のみ（5ページ参照）
4. 課税証明書 又は 個人番号提示書 ※注2）に該当する方のみ

注1) 申込書を提出後、希望施設を変更したいなどの申込書記載事項に訂正がある場合は、**【令和5年11月17日（金）】**までにお知らせください。それ以降では内容によって変更に対応できない場合がありますのでご了承ください。

注2) 令和5年1月2日以降にみなべ町へ転入された方については、保育料等算定のため、前住所地の市区町村が発行する「令和5年度課税証明書（非課税証明書）」又はその他令和5年度の市町村民税額が確認できる書類を提出する（令和6年1月2日以降にみなべ町へ転入される方については上記にあわせて令和6年度分の証明書も令和6年6月以降に提出していただくこととなります。）か、もしくは個人番号を活用してみなべ町から前住所地の市町村へ課税状況を確認させていただきますので「個人番号提示書」を教育学習課の窓口にて記入の上、提出してください。

注3) 注2に記載のとおり、保育料等の算定において市町村民税の額を確認させていただきますこととなりますので、利用申込みをするにあたっては課税状況が確認できるよう必ず申告等を済ませていただきますようお願いいたします。自身の収入が無い場合であってもその旨を申告（収入が0円の申告）していただく必要があります。申告等に関する詳細は役場税務課にお問い合わせください。

【申込から利用決定の流れ】（町内施設へ申し込んだ場合）



※町外の施設を希望した場合は、当該施設の管轄市町村との協議により決定されるため、上図のスケジュールと異なります。

【申込に係る説明会等の日程】

利用申込みにあたって制度の説明や園選びの参考としていただけるよう説明会等を以下のとおり実施いたします。是非ご参加ください。

●令和6年4月入所 こども園等利用申込み説明会

∴初めて申込みをされる方向けに、制度や手続きについて説明いたします。

日時：令和4年10月2日（月） 19時～

場所：みなべ町生涯学習センター 1階 大会議室

～ 次ページ以降は申し込みや利用にあたっての制度の詳細について記載しています ～

●教育・保育施設を利用するための「教育・保育給付認定」

教育・保育施設の運営等に対し子ども・子育て支援法に基づく財政支援が行われており、施設の利用を希望する保護者の方には「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。町が提出書類をもとに審査し、該当すると認められる場合に教育・保育給付認定を行います。また、保育の利用を希望される方については保育の必要性や必要量の認定が必要となり、法令等の基準により町が3つの区分で認定します。

年齢	保育の必要性	認定区分		保育必要量	利用施設
満3歳以上	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	園ごとの教育時間 ※預かり保育あり	認定こども園 (幼稚園クラス) 幼稚園
	「保育の必要な事由」に該当し、こども園等で教育・保育を希望する場合	2号認定	保育認定	保育標準時間 (11時間以内の保育)	認定こども園 保育所 地域型保育
満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、こども園等で保育を希望する場合	3号認定		保育標準時間 (11時間以内の保育)	
			保育短時間 (8時間以内の保育)		

※幼稚園・こども園（幼稚園クラス）の「預かり保育」について

保護者の就労などの事由により保育が必要な場合は、延長しての「預かり保育」を実施しています。

入園決定後に事前の申込が必要です。有料となりますが「施設等利用給付認定」を受けることで免除される場合があります。

※施設等利用給付認定を受けるためには別途申請が必要です。

〈町内施設の預かり保育の時間〉

- ・上南部こども園、高城こども園 : 教育時間開始前：午前8時30分～午前9時
教育時間終了後：午後2時～午後4時30分
- ・みなべ愛之園こども園 : 教育時間開始前：午前7時30分～午前8時30分
教育時間終了後：午後2時～午後5時30分

●保育の必要性の認定

保護者の就労や疾病などにより児童が家庭において必要な保育を受けることが困難と認められる場合に保育施設等で保育を行っています。以下の＜保育を必要とする事由＞に保護者のいずれもが該当し、保育の必要性が認定されなければ利用できませんのでご注意ください。また、保育時間（保育必要量）は＜保育を必要とする事由＞により異なりますのでご注意ください。

＜保育を必要とする事由＞

- | | |
|---------------------|---|
| ① 就労 | ⑦ 就学をしている
(職業能力開発施設等における職業訓練を含む) |
| ② 妊娠中又は出産後間がない | ⑧ 児童虐待又はDVの恐れがある |
| ③ 疾病や障害を有している | ⑨ 育児休業取得時、申請により継続利用が認められる場合 (※新規申込時では適用外) |
| ④ 同居親族を常時介護又は看護している | ⑩ その他、上記に類するものとして町が認める場合 |
| ⑤ 災害復旧に当たっている | |
| ⑥ 求職活動を継続的に行っている | |

●保育の必要性が確認できる書類

保育の必要性の認定は、利用申込書と同時に提出していただく「保育の必要性が確認できる書類」をもとにして認定します。添付していただく書類は次のとおりです。

保育を必要とする事由	証明書類等
就労	就労証明書
妊娠中又は出産後間がない	母子手帳の氏名と出産予定日が明記されたページの写し、その他出産予定日等が確認できるもの
疾病や障害を有している	治療期間及び保育が困難である理由が明記された診断書又は身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳などの写し
同居親族を常時介護又は看護している	介護（看護）されている人の状態が確認できる診断書または障害者手帳などの写し、介護・看護状況申告書
災害復旧	罹災証明書の写しなど事情が確認できるもの
求職活動	ハローワークカードや雇用保険受給者証の写し、求職活動状況等申告書
就学をしている	在学証明書又は学生証の写し、その他就学していることが確認できるもの
虐待やDVの恐れ	保育の必要性がわかる事情が確認できる書類
育児休業取得時、継続利用を必要とする（在園児のみの事由）	育児休業に係る保育の実施継続承認申請書及び就労証明書

●保育の優先利用の事由

保育の利用に際し、保育を必要とする児童が以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

<優先利用の事由>

- ① ひとり親家庭に属している場合
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属する場合
- ③ 生計中心保護者の失業により、就労の必要性が高い世帯に属している場合
- ④ 虐待やDVなど社会的養護が必要な場合
- ⑤ 障害を有している場合
- ⑥ 保護者が育児休業後、復職する（予定）場合
- ⑦ 兄弟姉妹と同一の教育・保育施設に利用を希望する場合
- ⑧ その他上記に類すると町が認めるもの

●保育時間の設定

2号・3号認定を受ける方については、勤務時間などを客観的に確認した上で、保育時間（保育必要量）を以下のいずれかに認定します。

- ① 保育標準時間・・・1日最長11時間の中で必要となる保育時間での利用
- ② 保育短時間・・・1日最長8時間の中で必要となる保育時間での利用

※「就労」を保育必要事由とする場合

- ・通勤時間を含んだ就労時間が1ヶ月当たり **48時間以上120時間未満**の場合
⇒保育必要量は「保育短時間」となります。
- ・通勤時間を含んだ就労時間が1ヶ月当たり **120時間以上**の場合
⇒保育必要量は「保育標準時間」となります。

ただし、1日の保育必要量が8時間以内と認めるときは「保育短時間」となります。

※<保育を必要とする事由>②⑤⑧に該当する場合について、原則「保育標準時間」の認定となります。なお、②における認定期間は（産前8週以内から）産後8週を経過する日が属する月の末日までとなります。

※<保育を必要とする事由>⑥に該当する場合について、実態を踏まえて「保育短時間」の認定とし、認定期間は認定日から90日を経過する日が属する月の末日までとなります。

※<保育を必要とする事由>⑨に該当する場合について、育児休業の実態を踏まえ「保育短時間」の認定となります。

※町内施設における保育受入時間は7:30～18:30の11時間以内となります。ただし、職員の不足やその他の事情により施設運営に支障をきたす場合は、施設単位で受入時間に関しご協力をお願いさせていただく場合があります。

●利用者負担額等

・保育料

1. 保育料は、原則として児童の父母の市町村民税所得割額の合算により算定されます。ただし、家庭状況によっては、児童と生計を一にする世帯員（家計の主宰者）の課税額も合算の上、算定される場合があります。
2. 保育料は、毎年9月が切り替え時期となります。4月～8月は前年度の市町村民税、9月～3月は当該年度の市町村民税で算定されます。
3. 市町村民税に住宅借入金等特別税額控除などの税額控除（調整控除は除く）がある場合、それらの税額控除前の市町村民税所得割額にて保育料を決定します。

保育料

○満3歳以上の子ども（満3歳～5歳児） **無償**

（※幼稚園やこども園（幼稚園クラス）利用する「教育認定」の場合のみ、満3歳児も保育料が無償となります。満3歳からの幼稚園利用の可否は施設によって異なります。）

○満3歳未満保育認定子ども（0歳～2歳児クラス）

みなべ町における保育料の額は、利用者負担額基準額表（8ページ以降）を参照

・給食費用

町内の給食がある施設を利用する3歳児以上の子どもたちの食事代は実費負担となります。国の制度により**主食費**（ごはん、パン、麺類等）と**副食費**（給食のおかず、おやつ等）とを分けて徴収させていただきます。

【公立施設の場合】

給食費内訳	区 分	金額（月額）	備 考
主食費 （ごはん等）	すべての利用者	<u>700円</u>	園にて現金徴収
副食費 （おかず、おやつ等）	町民税所得割額 57,700 円未満	0 円	金融機関にて引落とし等 ※ひとり親等の場合は 77,101 円で判定
	町民税所得割額 57,700 円以上	<u>4,500円</u>	
幼稚園クラス （午後おやつ無）	町民税所得割額 77,101 円未満	0 円	金融機関にて引落とし等
	町民税所得割額 77,101 円以上	<u>3,000円</u>	

※保育料と同様に決定し、毎年9月が切り替え時期となります。

上記費用の他に、保護者会費など実費負担が必要となる費用があります。

・保育料及び給食費用（副食費）への補助制度

国の制度上における免除の他に、経済的負担を軽減し、就業と子育ての両立を支援するために以下の条件を満たす子どもの場合は保育料及び副食費に対し補助をする制度を設けています。

- ①保護者と生計を一にする子のうち、保育所・幼稚園・こども園を利用する第3子以降の子
- ②保護者と生計を一にする子のうち、保育所・幼稚園・こども園を利用する第2子の子であり、かつ、以下の要件を満たす場合。

保育所、認定こども園(保育課程)：市町村民税所得割の合計が57,700円未満の世帯

幼稚園、認定こども園(教育課程)：市町村民税所得割の合計が77,101円未満の世帯

(※第2子については、同じ条件で国の制度により副食費は免除となるため、保育料への補助のみ)

■満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額基準額表

階層区分			利用者負担額（月額）	
			保育標準時間 認定	保育短時間 認定
			3歳未満児	3歳未満児
第1階層	生活保護世帯等		0円	0円
第2階層-1	市町村民税非課 税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
第2階層-2		ひとり親世帯等以外の世帯	0円	0円
第3階層-1	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	7,200円	7,100円
第3階層-2		ひとり親世帯等以外の世帯	15,600円	15,400円
第4階層-1	所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	7,200円	7,100円
第4階層-2	所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	24,000円	23,600円
	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満			
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満		35,600円	35,100円
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満		48,800円	48,000円
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		60,000円	59,100円
第8階層	所得割課税額 397,000円以上		78,000円	76,800円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親が属する世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯をいい、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合における世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）が属する世帯
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (7) 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に、困窮していると町長が認める者の属する世帯
- 2 満 3 歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満 3 歳未満保育認定子どもの額を適用する。
- 3 この表において、第 2 階層－ 1、第 3 階層－ 1 又は第 4 階層－ 1 のひとり親世帯等に該当する世帯においては、子どもが 2 人以上いるときは、最年長の子どもから順に 2 人目以降は 0 円とする。
- 4 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に算定し、2 人目は上記の表に定める金額の半額とし、3 人目以降については 0 円とする。ただし、第 2 階層－ 2、第 3 階層－ 2 又は第 4 階層－ 2 のひとり親世帯等以外の世帯のうちで市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の適用を受ける世帯にあつては、保護者と生計が同一の子若しくは孫等又は保護者が監護し生計が同一のこどもについては算定対象となる年齢及び同時入所の制限をもうけず、最年長者から順に算定するものとする。